

特に(1)の予防責任について説明すると、企業はその支配下にある労働者に対し、労働災害を発生させないように事前に予防措置を講じて保護する義務を負います。判例上も、「通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具等を用いて労務の提供を行うものであることから、使用者は設置する場所、設備若しくは器具等を労働者が使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務である『安全配慮義務』を負っているものと解する（昭和59年4月10日最高裁3小判決、川義事件）」と判断されています。

この企業の安全配慮義務は、労働災害の「危険発見」と「その事前排除（予防）」措置を意味します。労働災害は、物（設備、建設物等）と人（作業員・運転者等）との関係において起こる事故ですから、当然のことながら災害ポテンシャル（原因）も物の側と人の側の両方にあります。この双方の「災害を起こす可能性」すなわち、「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策（災害発生の結果の予防）を講ずることがその内容として使用者の義務とされています。これは民法上の労働契約等に基づく使用者の債務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。ただし、この義務は社会通念上の防止手段を尽くす義務とされ、労働災害の防止手段が尽くされていればたとえ災害の結果が発生しても責任は免れます。これは無過失責任の災害補償義務とは異なります。「安全衛生管理上の義務違反がなければ責任なし」といわれています。

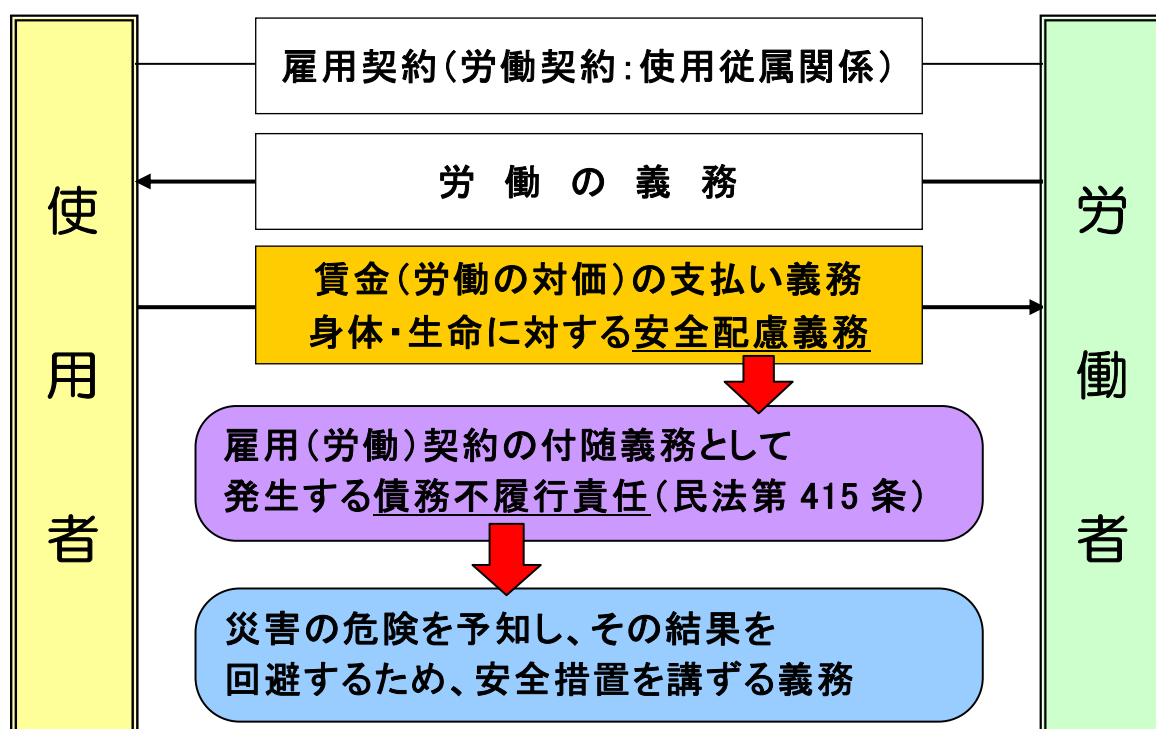


図1-13 安全配慮義務